

生きた国際交流を体験

オーストラリア少年少女訪問団

町では、国際理解教育の一環として、平成5年からオーストラリア・ブリスベン市のアスコット小学校と交流を始め、今回で10回目になります。

今年度は、9月24日から10月2日の9日間、18名の小学生が三芳町を訪れました。日本の学年で5・6年生にあたる子どもたちで、学校では日本語も勉強しています。

アスコット小学校の子どもたちとの交流の思い出を写真とともにご紹介いたします。

問い合わせ 学校教育課(内線521・522)



↑藤久保公民館での歓迎会では、日本語で自己紹介を一人ひとり行いました。また、子どもたち全員でオーストラリアの民俗舞踊を披露し、会場からは温かい拍手が送られました。

小学校のみんなと楽しく交流



↑三芳小学校の授業等にも参加し、交流を深めました。



↑高師大生の方と和紙人形作り



↑歴史民俗資料館で、まが玉ネックレス作りに挑戦！



↓訪問団の子どもたちは、町内の各家庭にホームステイをし、日本の生活を学びました。

日程表

- 9月24日(月) 三芳町役場に到着
ホストファミリーと対面
- 25日(火) 上富小学校を訪問、午後歓迎会
- 26日(水) 三芳小学校を訪問、児童と交流
午後まが玉作り体験(歴史民俗資料館)
- 27日(木)、28日(金) ディズニーランド、都内巡り
- 29日(土)、30日(日) ホストファミリーと過ごす
- 10月1日(月) 和紙人形作り、午後送別会
- 2日(火) オーストラリアへ帰国

ご協力ありがとうございました。(敬称略・順不同)

【ホストファミリー】
細谷俊夫・松村浩治・森本真奈美・田中ひとみ・小山勉・室橋あゆみ・長岐篤・忽滑谷昌弘・鳥飼界子・武田憲雄・下條謙二・細谷智明・佐藤幸子・田中佐知枝・小崎均

【通訳ボランティア】
間真衣子・森本真奈美・谷内葉子・越後祐子・八木蘭正・室橋あゆみ・細谷光江・八木徳子・鈴木晶子

町の動き

さまざまな動きをお知らせします。

三芳町教育委員会に秋島詔氏が再任されました

議会の同意を得て、10月1日付で次の人が再任されました。

氏名 萩島詔
住所 三芳町藤久保大字90番地1
——教育委員会総務課 (敬称略)

工事名	完成予定	備考
町道幹線1号線道路修繕工事その1	平成19年12月20日	上富第1区区内 工事延長距離163.10m
町道幹線21号線道路修繕工事	平成19年12月10日	上富第3区区内 工事延長距離190.00m
県道さいたま・ふじみ野・所沢線、町道幹線1号線舗装本復旧工事	平成19年12月10日	上富第1区区内 工事延長距離45.00m
補助管545号線給水管布設工事	平成20年1月31日	竹間沢第1区区内 工事延長距離170.00m

善意の寄附をありがとうございました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございました。(敬称略)

- ▽三万円/九月三日 みよしまつり露店商出店者一同
- ▽七千五百円/九月五日 匿名
- ▽五〇〇〇円/九月十一日 山本トミ子
- ▽一万円/九月十八日 山本幸三
- ▽九〇〇〇円/九月十九日 マッスル会(みよしまつり模範店出店者)
- ▽三万八千二百円/十月一日 匿名
- ▽三万二千七〇〇円/十月二日 (株)ベルク藤久保店設置募金箱(愛の福祉基金として)
- ▽敬老会用手さげ袋二七〇〇枚(一般寄附として)
- ▽ビデオカセットレコーダー九月十一日/匿名
- ▽太陽の家指定寄附として)一万円/十月三日 ミュージック藤企画(福祉のための寄附として)

社会福祉協議会
健康福祉課

三芳町行政改革懇談会の委員を募集します。

町の行政改革について、広く住民の皆様からご意見をいただくため、三芳町行政改革懇談会の委員のうち4名を公募します。

- 応募資格 次の①～④すべてに該当する人。
- ①三芳町の行政改革に関心のある人。
 - ②応募日現在、三芳町に在住している20歳以上の人。
 - ③町の他の審議会委員などに就かれていない人。
 - ④平日2時間程度の会議に出席できる人(年2～4回程度)。
- 任期 概ね5年
- 応募方法 応募申込書と「私が考える行政改革」を題材にした作文(様式任意800文字程度)を総合政策室へメール・持参・郵送いずれかで提出してください。(応募者多数の場合は書類選考となります)

応募申込書

総合政策室にて配布します。また、町のホームページから入手することもできます。

締め切り 12月7日(金)(必着)

問い合わせ 総合政策室(内線422・424)
メールアドレス sesakun@townsaitama-miyoshi.jp

国民年金

国民年金保険料控除証明書が送られます

毎年暮れになると、その年の所得税や住民税の過不足を調整するため「年末調整」や、翌年3月には「確定申告」を行います。国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。

この、「社会保険料控除」をうけるには保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。

そこで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁より送付されますので年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、控除証明書の実施に伴い「口座振替済額通知書」「納付受託機関で収納した保険料の領収済通知書」は廃止されています。

- ◆11月に送付される人◆
1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人。
 - ◆2月に送付される人◆
10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された人。
- ※控除証明書に関するお問い合わせや、再発行の依頼はお近くの社会保険事務所または控除証明書専用ダイヤルまでお願いします。
- 問い合わせ
控除証明書専用ダイヤル
☎0570-00-9911 (平成20年3月14日まで)
所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0100
住民課国保年金係 (内線153～156)